

とちぎ材の家づくり支援事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 県の交付するとちぎ材の家づくり支援事業費補助金については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）、補助金等の名称を定める告示（昭和47年栃木県告示第354号）、とちぎ材の家づくり支援事業実施要領（以下、「実施要領」という）に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、県産出材を利用した木造住宅の建設を支援することにより、木造住宅供給の促進並びに林業及び木材産業の活性化を図るとともに、木材の地産地消等による二酸化炭素の排出量抑制に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において掲げる用語の意義は、実施要領に定めるところによる。

(補助事業)

第4条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 県内に自ら居住するための木造住宅を新築した者
 - (2) 県内に自ら居住している住宅の所有者であり、その住宅を増築及び改築した者
- 2 前項の補助事業者は、県税（個人県民税を含む。）を滞納していない者とする。
- 3 補助事業は、次の表に定める要件を満たす住宅を建設する事業とする。

(1) 新築事業

項目	条件
住宅の目的	補助事業者が生活の本拠として居住するための住宅であること。
住宅の種類	1 木造住宅であって、原則として軸組工法により建設されること。 2 一戸建の住宅であること。
工事種別	棟別の新築
延べ面積	75m ² 以上（車庫部分を除く。）
県産出材等の使用	1 使用木材のすべてに合法木材を使用すること。 2 県産出材を10m ³ 以上使用すること。 3 使用木材の55%以上（材積）に県産出材を使用すること。 4 構造材の60%以上（材積）に県産出材を使用すること。
施工者	県内に主たる営業所（本社）を有する建設業を営む者であること。
他の事業との重複	補助対象経費に他の国又は県の補助事業として実施する事業の対象経費が含まれていないこと。

(2) 増築・改築事業

項目	条件
工事種別	棟別の増築又は改築
県産出材等の使用	1 使用木材のすべてに合法木材を使用すること。 2 県産出材を5m ³ 以上使用すること。
施工者	県内に主たる営業所（本社）を有する建設業を営む者であること。
他の事業との重複	補助対象経費に他の国又は県の補助事業として実施する事業の対象経費が含まれていないこと。

(3) 県産石材・県産漆喰・伝統工芸品

項 目	条 件
工 事 種 別	棟別の新築（（1）新築事業への上乗せ）
県産石材・県産漆喰 ・伝統工芸品の使用	（県産石材） 内装材等に5 m ² 以上使用すること。 （県産漆喰） 内装材等に40m ² 以上使用すること。 （伝統工芸品） 鹿沼組子又は日光彫を2 m ² 以上使用すること。
他の事業との重複	補助対象経費に他の国又は県の補助事業として実施する事業の対象経費が含まれていないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、使用木材のうち県産出材の調達に要する経費及び、県産石材、県産漆喰、伝統工芸品の調達に要する経費とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、前条に規定する経費の額が補助額に満たない場合は、当該実績額（万円未満切捨て）とする。

（1）第4条第1項第1号に掲げる者に交付する補助金

県産出材の使用量に応じて表1のとおりとする。ただし、表2の区分ア及びイのいずれか1つ以上に該当する場合にあっては、同表右欄に掲げる補助額を加えた額とする。

表1

県産出材使用量	補 助 額
40 m ³ 以上	400,000円
35 m ³ 以上40 m ³ 未満	350,000円
30 m ³ 以上35 m ³ 未満	300,000円
25 m ³ 以上30 m ³ 未満	250,000円
20 m ³ 以上25 m ³ 未満	200,000円
15 m ³ 以上20 m ³ 未満	150,000円
10 m ³ 以上15 m ³ 未満	100,000円

表2

区 分	内 容	補 助 額
ア 県産石材活用	県産石材を5 m ² 以上内装材等に使用	100,000円
イ 県産漆喰活用	県産漆喰を40m ² 以上内装材等に使用	
ウ 伝統工芸品活用	鹿沼組子又は日光彫を2 m ² 以上内装材等に使用	

（2）第4条第1項第2号に掲げる者に交付する補助金

県産出材の使用量に応じて表3のとおりとする。

表3

県産出材使用量	補 助 額
15 m ³ 以上	150,000円
10 m ³ 以上15 m ³ 未満	100,000円
5 m ³ 以上10 m ³ 未満	50,000円

2 補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。なお、規則第5条に基づく補助金の交付の決定後は、事業計画の変更等に伴う交付決定額の増額は行わないものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者が、規則第4条の規定により提出する書類は、次に定めるとおりとする。

提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限	提出機関
とちぎ材の家づくり支援事業費補助金交付申請書	規則の別記様式第1	1	1 事業計画書	別記様式第1号	1	事業着手予定日以前まで。ただし、知事が別に定める場合は、当該定めによるものとする。	実施要領第8条に定める委託事業者
			2 補助額加算事項計画書 (該当するものに限る)	別記様式第2号	1		
			3 誓約書	別記様式第3号	1		
			4 建築確認済証の写し (建築場所が都市計画区域外である場合にあつては、建築基準法に基づく建築工事届の控えの写し)		1		
			5 案内図、配置図及び各階平面図		1		
			6 工事請負契約書の写し		1		
			7 県税事務所が発行する全税目の納税証明書(3箇月以内に発行されたものに限る。)	栃木県県税条例施行規則(平成17年栃木県規則第13号)別記様式第35号	1		
			8 市町が発行する個人住民税の納税証明書(栃木県内市町に納税義務を有しない者を除く。)(3箇月以内に発行されたものに限る。)		1		
			9 その他知事が必要と認める書類		1		

(補助事業の着手)

第8条 補助事業の着手は、補助金交付の決定通知を受けて行うものとする。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

(審査における手続き)

第9条 知事は、規則第5条に規定する審査において、市町が実施する耐震改修促進事業との重複申請について確認するため、建築場所が所在する市町に、申請書及びその添付書類中申請者の住所及び氏名、建築場所その他の情報を提供することができる。

(補助条件)

第10条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第4条第1項第1号に掲げる者は、上棟後速やかに上棟報告書(別記様式5号)を知事に提出すること。ただし、天災等やむを得ない理由により上棟報告書の提出が困難な場合は、知事に理由書を提出することができるものとする。

- (2) 補助事業の内容の変更（次条に規定する軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (5) 補助事業の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。

2 知事は、前項第1号に定める上棟報告書又は理由書が提出されない場合、若しくは、理由書に記載の内容がやむを得ないものと認められない場合は、交付決定を取り消すものとする。

3 知事は前項各号に定めるもののほか、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すことがある。

（軽微な変更）

第11条 前条第1項第2号における軽微な変更とは、補助対象経費の30%を超える変更以外の変更とする。

（変更の承認）

第12条 第10条第1項第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書（別記様式第4号）に変更の内容及び理由を記載し、必要な書類を添付して1部を知事に提出しなければならない。

（上棟時の現地確認）

第13条 第4条第1項第1号に掲げる者は、補助対象住宅が上棟したときは、速やかに上棟報告書（別記様式第5号）1部を知事に提出し、現地確認を受けなければならない。

2 第4条第1項に掲げる者及びその関係者は、前項の報告に係る現地確認において、使用された構造材を確認できるよう必要な措置を講じなければならない。

（実績報告書）

第14条 規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき報告書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限	提出機関
とちぎ材の家づくり支援事業費補助金実績報告書	規則の別記様式第2	1	1 事業実績書	別記様式第6号	1	事業完了後速やかに（事業実施年度の3月第2週の金曜日まで）。ただし、知事が別に定める場合は、当該定めによるものとする。	林業木材産業課
			2 補助額加算事項実績書（該当するものに限る）	別記様式第7号	1		
			3 使用木材のうち県産出材に関する証明書類及び使用木材が合法木材であることを証明する書類		1		
			4 県産出材使用部分並びに住宅の全景（事業完了後のもの）を確認できる写真		1		
			5 その他知事が必要と認める書類		1		

(補助金の請求)

第15条 規則第18条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき請求書の名称	様式	部数	請求書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限	提出機関
とちぎ材の家づくり支援事業費補助金交付請求書	規則の別記様式第4	1	1 交付決定通知書の写し 2 交付確定通知書の写し		1 1	確定通知書受理後20日以内	林業木材産業課

(概算払の請求)

第16条 規則第19条の規定に基づき概算払の請求をする場合は、次の表に定めるところによる。

提出すべき請求書の名称	様式	部数	請求書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限	提出機関
とちぎ材の家づくり支援事業費補助金概算払請求書	別記様式第9号	1	1 交付決定通知書の写し 2 検査結果通知書の写し		1 1	必要に応じその都度	林業木材産業課

(財産の管理)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得した住宅を、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(書類の保存)

第18条 補助事業者は、補助事業に関する書類等について、補助事業の完了した日から5年を経過する日の属する年度の3月31日まで保存しておかななければならない。

附 則

この要領は、平成22年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成23年度の補助金に適用する。

附 則

この要領は、平成24年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成27年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成28年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成29年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和2年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和3年度の補助金から適用する。